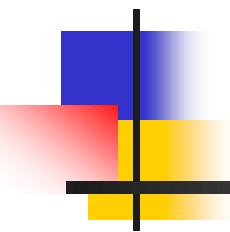
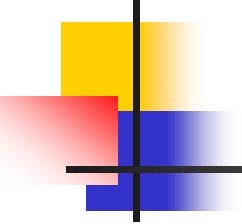


# 加盟国協議に諮られている 仕様書案



---



# 仕様書（Specification）とは

---

- （１） 今後作成する国際基準の**内容及び適用範囲の概要**を述べたもの。
- （２） 加盟国は仕様書案について、**コメントを提出**することができる。コメント提出期間は60日間（2017年は6月29日～8月31日）。
- （３） 基準委員会で承認された後、仕様書に従って国際基準案の作成が行われる。



# 仕様書案 1 植物検疫におけるオーディット

---

## 背景

- ・オーディットは不適合を特定し、継続的に改善を行うための是正のメカニズムを構築するために規定される措置の体系的な検討プロセス。
- ・多くのISPMで言及されているが、指針となる国際基準がない状況。
- ・オーディットの取り組み方法について国際調和を図り、加盟国間での信頼と理解を高める。

## 適用範囲

- ・植物検疫措置の履行のオーディット、輸出国において輸入国検疫当局により行われるオーディット及び検疫当局以外の認証を受けた団体のオーディットを含む、植物検疫におけるあらゆるオーディットの重要な要素を述べる。ただし、検査検定機関（laboratory）のオーディットは含まれない。

## 目的

- ・本基準は植物検疫措置が適切に履行されたかどうかを評価するために行われるオーディットについて指針を提供する。



# 仕様書案 1 植物検疫におけるオーディット

---

## 今後検討される事項

- ・ ISPMにおいて使用されるオーディット及び類似の用語の検討
- ・ 必要に応じて定義を提案
- ・ 植物検疫当局や他の国際機関（ISOなど）等により作成されている既存の基準やガイドラインの検討
- ・ 植物検疫当局、オーディットを受ける団体及び実施者が果たす責務に関するガイダンスを作成
- ・ システムを構築するための基準（クライテリア）及び手続の説明



# 仕様書案2 ISPM11の補足としての病害虫リスクアナリシスにおける「定着」の可能性の考え方についてのガイダンス

## 背景

・病害虫リスクアナリシスについては既存のISPM（ISPM2及び11）により指針が提供されているものの、特定の侵入経路に関連する病害虫の定着の可能性に関する考え方のガイダンスが十分でない。

## 適用範囲

・ISPM11「検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス」の補足\*として、病害虫の定着が起こるために必要となる一連の条件をどのように検討するかについてのガイダンスを提供する。

## 目的

- ・病害虫リスクアナリシスについてのさらなる国際調和を図る。
- ・技術的に妥当ではない検疫措置を防ぎ、貿易の制限を最小限とする。

\*「補足」とは、国際基準の本文を修正せずに概念的な情報を追加するもの。国際基準の規定部分に含まれる。



# 仕様書案 2 ISPM11の補足としての病害虫リスクアナリシスにおける「定着」の可能性の考え方についてのガイダンス

## 今後検討される事項

- ・「病害虫リスク評価」、「病害虫リスク管理」及び「病害虫リスクに応じた品目の分類の考え方」について述べている既存のISPMの検討
- ・定着の可能性を評価するための要素の根拠（例えば、病害虫の生物学的情報や生態学的情報、気候要件、品目の用途）に主眼をおいたガイダンスの検討
- ・定着の可能性を評価するために使用することができる主要な基準（クライテリア）の説明
- ・病害虫にとって適した寄主（宿主）植物への移動や適した環境条件の存在など、定着のために重要となる入り込み後の様々なステップの検討



# 仕様書案 3 再輸出に関するISPM12 「植物検疫証明書」の改正

---

## 背景及び目的

- ・ ISPM12「植物検疫証明書」の再輸出に関連する部分について、より明確で包括的な記述（特に用語の正しい使い分け）とすることを提案。

## 適用範囲

- ・ 「（荷口の）同一性（identity）」, 「（荷口の）完全性（integrity）」及び「（荷口の）植物検疫上の安全性（phytosanitary security）」の用語により影響を受ける箇所を中心に改正する。

## 今後検討される事項

- ・ 植物検疫証明書の作成及び発給に関する考慮事項及び要件の記述において、再輸出に関連する部分をより明確にするため、必要に応じ改正する。